

第 2 節 災害応急・復旧対策

I 災害応急・復旧対策に向けての重点的取り組み

想像を絶する都市直下型激震が、阪神・淡路地域の県民生活、産業活動、都市機能などに壊滅的な被害をもたらしてから1年が経過し、この間、兵庫県では、初期段階での緊急復旧対策から、その後の生活再建に向けての応急復旧対策に取り組んできたが、その内容としては、①人命救助・救急活動、②救援情報の提供と相談活動、③避難所、避難住民救援活動、④食料、日用品等緊急生活物資の確保、⑤ライフラインの復旧（水道、電気、電話、ガス等）、⑥施設復旧（農林水産施設、公共土木施設）、⑦住宅対策、⑧生活救援対策、⑨産業・雇用対策、⑩保健医療対策、⑪廃棄物対策、⑫交通の復旧、輸送体制の確立、⑬教育対策、⑭余震・二次災害対策の各分野に及んでおり、その推進に当たっては、県地域防災計画に定める災害応急対策計画を基本としながら、これまでに前例のない対策が実施された。

そこで、この1年の間に県が重点的に取り組んできた内容について、1ヵ月、100日、6ヵ月、1年に区分し、記述すると、次のとおりである。

(1) 震災後1ヵ月までの期間（1月17日～2月16日）

震災直後は、災害対策基本法に基づく県災害対策本部を設置し、ライフラインや交通機関、情報通信機能が寸断したり輻輳する厳しい状況の中で、市町消防本部、県警察本部、国の関係機関、自衛隊等と連絡を取って災害状況の把握に努めながら、緊急的な対策に取り組んだ。

（人命救助・救急活動）

人命の救助・救出を最優先に、消防、警察、自衛隊が、相互の連携により、倒壊家屋や火災からの救助・救出、消火活動等に全力を挙げて取り組んだ。

懸命な救助・救出、捜索活動にもかかわらず、依然として行方不明者が50人を超えていたので、警察、消防、自衛隊が一体となり行方不明者等の一斉合同捜索（1月28日）を実施した。

（緊急物資の確保）

家屋倒壊、ライフラインの損壊など被害の状況が明らかになるにつれ、緊急救援対策を必要とする被災者を200万人前後と想定して、厳冬期でもあり、飲料水・食料・毛布等の生活物資の緊急確保に重点を置いて取り組んだ。

（緊急輸送ルートの確保）

交通網の寸断、道路の損壊、交通渋滞等で緊急物資の輸送に影響が出ないように、災害対策基本法による通行禁止措置や交通整理、迂回誘導等により緊急輸送ルートを確保するとともに、輸送のための車両確保についても関係機関に協力要請を行い、速やかな輸送に努めた。

また、代替輸送バスをスムーズに運行させるための優先レーンの指定も行った。

（余震・二次災害対策）

大地震発生後も、活発な余震が続いていたり、大規模な余震が発生する恐れがあったことから、建築物の安全チェックや被災宅地、山腹崩壊等の被害状況調査を実施し、避難勧告や危険箇所への

立入禁止の措置を行ったり、危険物取扱事業所等には、緊急立ち入り検査を実施し、余震対策についての指導を実施した。

また、衛星通信設備を整備するとともに県と被災市町とのホットラインの設置や幹部職員の携帯電話所持などの緊急連絡体制の整備を行った。

(救援情報の提供と相談)

災害情報を迅速に県民に伝えるため、新聞・ラジオ・テレビ等との連携を図り、定例記者会見や定時放送を実施したほか、「震災ニュース」や「ニューひょうご」臨時号などを発行するなど、定期的な情報提供を行った。また、被災者をはじめ各方面からの問い合わせに応えるため、県民相談受理体制を強化するとともに、情報センターを設置して窓口を一元化し、各種情報・相談事業との連携による的確な情報提供に努めた。

さらに、2月12日には、全国紙5紙と神戸新聞において、義援金やボランティア活動などへの県民の感謝の気持ちを伝える知事メッセージを掲載し、一層の支援を要請した。

全国的にも例を見ない臨時災害FM局を開局し、避難所生活を余儀なくされている被災者を中心に生活救援及び今後の生活再建へ向けた情報提供を行った。

(救護対策現地本部の設置)

被災規模の甚大な神戸市内5地区、西宮及び芦屋市内各1地区の計7地区に救護対策現地本部を設置し、本部員、医療班、ボランティアスタッフが常駐して、被災住民からの相談・要望への対応、診療、避難所緊急パトロール隊の集結基地、ボランティア活動の支援などを行うとともに、ホームステイや公的宿泊施設、公営住宅などのあっせん受付等も行った。

(避難所緊急パトロール隊の活動)

避難住民の安全確保や生活実態の把握、生活必需物資の要望等への対応、弱者救護、迅速な情報提供等のため、警察官3名と県職員2名からなる避難所緊急パトロール隊を編成し、100班体制で巡回パトロールを実施して、避難所での生活の改善に取り組んだ。

また、婦人警察官150人によるのじぎくパトロール隊は、女性の持つやさしさや細やかな心配りを生かしたパトロールを実施した。

(避難所生活の改善)

ライフラインの断絶のため、入浴や洗濯など生活衛生面での対策が必要となり、仮設風呂の設置や洗濯機を設置するなど、避難所生活の改善に努めた。

(救援物資備蓄基地の運営)

全国各地から寄せられた救援物資を管理・保管するため、県消防学校を備蓄基地とした。しかしながら、搬入量が多いことから、グリーンピア三木、三木山森林公園と備蓄基地を順次増やしていったが、さらに、大阪空港内にも第4の備蓄基地を設け、救援物資の長期保管に対応することとした。

(応急仮設住宅の建設)

震災により住宅を失った被災者全員の希望に沿うため、応急仮設住宅を3月末3万戸の完成を目

指して工事に着手したが、仮設住宅への入居を希望する被災者が多いことから、知事が総理大臣に1万戸の追加要請をし、了解が得られたので、4月末までに4万戸を建設することとした。

(し尿・ごみ処理)

避難所の生活環境を維持するため、仮設トイレを設置するとともに、維持管理のためにバキューム車を確保し処理した。

また、災害によるごみ発生や被災地域でのごみ処理施設の被害から、処理停滞が予想されたため、被災地以外の県内市町及び近隣府県にごみ収集車の派遣と焼却処理を要請した。

(ガレキ処理)

損壊した家屋や事業所の解体、処理については、これまで家屋等の解体そのものは所有者の責任とされていたが、家屋や事業所の損壊が膨大な件数になっており、ガレキの発生による社会的、経済的影響も深刻になることが予測されたことから、被災者の負担の軽減を図るため、政府との協議調整を重ねた結果、個人や中小企業の損壊家屋・事業所の解体について、公費によるガレキ撤去を特例的に実施することとした。

(生活資金対策)

家族を亡くした人及び家屋の倒壊、焼失等により、当座の生活資金に困窮する被災者に対して、災害弔慰金や県災害援護金等を支給するため、関係市町との調整を急ぎ取り組んだ。

また、被災者の早期立ち直りと生活の安定化のため、緊急の生活資金対策が必要と判断し、政府との協議調整を経て、生活福祉資金特別貸付制度を創設し、今回の罹災により生活困窮している世帯に対して、簡易な手続きで申請の翌日に資金交付がされるよう措置し、緊急の生活資金需要に対応することができた。

(災害義援金)

国内外から寄せられる災害義援金の募集と公平、適正な配分を行うため、「兵庫県南部地震災害募集委員会」を設置した。

2月1日から災害義援金の第1次配分として、「死亡者・行方不明者見舞金」と「住家損壊見舞金」の支給を開始した。

県及び日本赤十字社等に寄せられた2月17日までの災害義援金総額 886億円

(ライフラインの復旧)

関係機関の懸命の努力により、電気施設については1月23日に応急送電が完了し、電話施設は1月末に仮復旧が完了した。また、LPガスについては、1月30日にLPガス消費世帯の安全点検を完了した。

(産業復旧対策)

中小企業の早期の事業再開を支援するため、中小企業総合相談所を設置して、きめ細かな再建相談に応じるとともに、神戸市と協調して、緊急災害復旧資金を創設したほか、政府系中小企業金融3機関が実施する融資についても、既往貸付の返済猶予や利子の軽減、貸付期間の延長や利率の引き下げ等の改善を見た。

(保健医療対策)

被災住民に対する医療体制を確保するため、県立病院で緊急医療体制を組むとともに、救護所・救護センターを設置し、被災地域での医療救護活動だけでなく、医療機関の被災状況を踏まえ、倒壊病院等の入院患者の転送や人口透析患者に対する透析医療施設の紹介、血液や医薬品の供給・備蓄体制の早期確立に努めた。また、精神科救護所を設置して既往患者の診療等にあたるとともに、PTSDへの対応策としてこころのケア事業を開始した。

さらに、防疫対策や疾病予防を行ったほか、避難所等への巡回保健相談を実施した。

(雇用対策)

震災により、多くの事業所が閉鎖や縮小を余儀なくされ、失業者が多数発生することが懸念されたことから、雇用の維持と失業の予防を当面の重要課題と位置づけ、雇用調整助成金制度及び雇用保険失業給付の特例措置を講じた。

また、雇用特別相談窓口や総合労働相談所を設け、相談体制の強化を図った。

(教育対策)

被災地域の学校では、災害発生と同時にほとんどが避難所となったことから、教職員等が避難者の救援活動を行いながら、早期の授業再開に向けた取り組みを進めていった。

また、自宅が倒壊や焼失等の被害にあった児童生徒の県内外への転校手続きや教科書等の学用品の給与、授業料等の免除などの支援対策を講じた。

さらに、被災した児童生徒や保護者の教育相談に応じ、被災者電話教育相談を開設した。

(宿舎対策)

神戸市内やその周辺の宿泊施設が壊滅的な損害を被ったため、震災直後の緊急復旧活動に従事している応援職員等の宿泊施設を確保することが緊急課題となり、寮や公共施設、神戸港に停泊している船舶などを臨時宿舎として確保した。

2) 1 カ月から100日までの期間（2月17日～4月26日）

ライフラインの復旧や食料等生活物資の供給体制の確立が進むにつれ、被災者の生活にも落ち着きが見られるようになり、余震や二次災害の恐れから避難所に避難していた被災者も自宅に戻ったり、仮設住宅への入居促進により、この期間における避難箇所数は961所から613所に減少し、避難者数は209,828人が46,914人と4分の1に減少した。

また、国において、国税及び地方税の減免等、被災市街地復興のための特例、地方公共団体への財政援助、被災者の権利義務に関する特例、選挙期日の特例など16件の立法措置がとられ、国、県、市町が一体となって、生活再建に向けた応急復旧対策が進められた。

4月1日にはJRが開通して鉄道が東西に連結され、日本の大動脈の一つがようやく全線運転再開された。

(阪神・淡路大震災復興本部の設置)

緊急的な復旧・復興対策を進める中で、21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、

震災復興事業をより強力に推進するため、3月15日に阪神・淡路大震災復興本部を設置し、本格的な復興対策へ取り組むこととした。

(県民生活の安全確保)

被災住民の不安を少しでも解消するため、震災直後から行っていた24時間集団パトロール、ボランティア防犯パトロールなどを継続実施するとともに、ライトアップ作戦により防犯・街路灯の補修、整備などを実施して被災地域での治安維持に努めた。

(情報提供)

きめ細かな震災関連情報の提供のため、引き続き、定例記者会見や定時放送（3月末まで）を実施したほか、「震災ニュース」（4月19日まで）や「ニューひょうご」臨時号（4月まで）等を発行。その後も、通常の広報活動の中で積極的に震災関連情報を提供した。

3月17日前後には、義援金への感謝の知事メッセージを地方紙40紙に掲載した。

臨時災害FM局を3月31日まで開局し、被災者の視点にたったきめ細やかな情報を提供した。

外国人県民に震災関連情報を提供するため、5カ国語によるニュースレターを発行した。

さらに、ライフライン回復情報、所在地情報や「震災ニュース」などの行政情報をパソコン通信で提供する「兵庫県防災ネット」を2月～4月にかけて実施した。

(相談窓口の強化)

生活再建や復興に向けて効果的な情報提供を行い、あらゆる分野に専門的に対応する総合的な相談窓口として「震災復興総合相談センター」を3月15日に設置し、従来の相談窓口数を16から24に増やして各種相談に応じた。

(避難所対策)

避難所生活の長期化に伴い、精神的不安を訴える人へのこころのケアやプライバシーの保護など生活の改善に努めるとともに、被災者の心を癒すため、「リフレッシュの旅」を実施したり、県立ピッコロ劇団による被災者激励活動を行った。また、被災地での動物保護にも取り組んだ。

(現地本部体制)

避難者の減少及び相談内容の変化に伴い、夜間の緊急生活相談がほとんどなくなったことから、現地本部の体制を24時間体制から12時間体制に移行した。

(避難所緊急パトロール隊の再編)

避難所の昼間人口の減少、各種巡回相談の増加などにより、治安が安定し、落ち着いている小規模避難所への巡回時間を縮小し、大規模又は課題を抱えている避難所への夜間パトロールを実施することとし、編成を100隊から50隊に縮小した。

(自衛隊の撤収)

震災後の人命救助・行方不明者の捜索活動、医療・衛生活動、人や救援物資の緊急輸送、給水・炊飯支援のほか、倒壊家屋の解体・ガレキ等処理などを含め、幅広い生活救援、応急復旧活動を展開した自衛隊が、4月27日に100日間に及ぶ災害派遣活動を終了した。

(救援物資備蓄基地の運営)

この時期になると、物資の搬入も減少し、仕分けや整理等の管理もスムーズになったことから、消防学校基地を3月15日、三木山森林公園基地を4月14日、グリーンピア三木基地を4月30日に閉鎖し、物資を大阪空港基地に集約した。

(ライフラインの復旧)

関係機関の懸命の努力の結果、ガス施設は4月11日に倒壊家屋を除き復旧完了し、水道施設については、4月17日に全戸通水が完了した。また、工業用水道が4月10日、下水道が4月20日に仮復旧した。

(ガレキ処理)

木くず等の可燃物処理については、大量にストックしている市町で全てを処理することが困難であることや県内に専門の処理業者が少ないことから、広域処理ルートの確保が必要となったので、大阪府、京都府、滋賀県及び和歌山県など近隣府県の市町等への処理委託のあっせんを行った。

(生活資金対策)

災害弔慰金や災害援護金の支給にあたっては、各市町において被害件数の把握、被害程度の認定の再調査などの準備体制や口座振り込みや現金支給などの支給方法が異なるため、準備が整った市町から受付事務を開始することとし、大部分の市町が2月中旬以降から、被害の大きかった神戸市は3月中旬以降から開始した。

(災害義援金)

4月11日に、災害義援金の募集の期限を設けずに当分の間続けることとした。

県及び日本赤十字社等に寄せられた4月27日までの災害義援金総額 1,450億円

(産業復旧対策)

被災中小企業の早期事業再開を支援するため、仮設工場、仮設店舗などの事業再開の場の確保に努めた。

(雇用対策)

被災離職者の再就職を促進するため、職業能力開発の特別訓練や合同就職面接会を開催するとともに、新規学卒者の内定取り消しを回避するよう事業主の指導に努めるなど就職の確保に取り組んだ。さらに、雇用調整助成金制度の特例措置を延長することとした。

(応急仮設住宅への入居促進)

避難所生活からの解消を図るため、応急仮設住宅の建設促進と、市町へ入居者の決定・鍵渡し等の管理委託を行い、入居促進を図った。

4月25日現在の建設済戸数 33,473戸(借上139戸含む)

4月25日現在の入居決定済戸数 29,207戸

(保健医療対策)

被災者の避難所から応急仮設住宅等への入居に伴い、保健婦や栄養士による仮設住宅への訪問指導を開始した。

(農産物等の輸送)

出荷最盛期を迎える淡路の農産物の円滑な輸送を確保するため、フェリーの増便や臨時航路が新設され、輸送量の増加に対応することができた。

(交通対策)

2月25日から、道路交通法に基づく復興物資輸送ルートを設定し、通行許可車両に復興標章と除外標章を交付した。

(教育対策)

2月24日には、県内のすべての学校で授業を再開した。

公立高校入学者選抜について、日程変更等を含む臨時的措置を講じるとともに、県立大学では被災した受験生のため、3月下旬から4月上旬の間に特例入試を実施した。

また、児童生徒、保護者、教職員を対象とした「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア」に係る相談事業を実施した。

(応急復旧工事)

緊急度の高い山腹崩壊箇所について、仮設防護柵の設置などの応急工事を実施した。また、被災した漁港のうち緊急性の高い施設についても、応急仮工事を実施した。

(3) 100日から6カ月までの期間（4月27日～7月16日）

梅雨の時期を控え、山地、河川などの二次災害の発生に備え警備体制を強化していたが、特に大きな被害はなかった。

商店街や百貨店も順次その賑わいを増し、6月には、阪急、阪神などの私鉄も相次いで開通するなど、予想を上回る勢いで回復傾向に向かいつつあるものの、まだ多くの被災者が避難所生活をおくられていることから、意向確認調査などを実施し、仮設住宅への早期入居の促進を図り、避難所の解消に努めた結果、宝塚市、尼崎市、芦屋市の避難所が廃止された。

また、4月に統一地方選挙が実施できなかった、県議、芦屋市長、神戸市・西宮市・芦屋市の各議員選挙を6月に実施することが出来た。

(情報提供等)

4月27日に、知事の記者会見を行い、震災後100日を迎えての所感を発表した。

また、広報活動を平常時の体制に戻していく中で、広報内容も、総合的な復旧・復興対策を伝えるものにシフトしていった。

(仮設住宅の建設)

避難所生活者の意向調査や避難所外からの仮設住宅入居申し込み状況等を勘案して、8,300戸を追加建設し、合計48,300戸の応急仮設住宅を建設することとした。

7月14日現在の建設済戸数 39,902戸

7月14日現在の入居決定済戸数 37,872戸

(救護対策現地本部)

自衛隊の撤収により、神戸市内の屋外避難所で使用されている自衛隊テントの管理は、救護対策現地本部で実施することになり、空きテントの回収も行った。

芦屋市では、避難所の統廃合により避難住民が激減したことから、芦屋市の救護対策現地本部を6月3日に廃止した。

また、他の現地本部では、生活物資、ホームステイあっせん等の処理件数の減少及び避難所緊急パトロール隊の縮小に併せ、5人体制から3人体制に縮小した。

(避難所緊急パトロール隊)

被災地全体の仮設住宅の必要戸数の把握と仮設住宅への入居促進を図るため、パトロール隊による仮設住宅状況調査を実施した。併せて、仮設住宅周辺的生活環境の実態把握と入居状況及び入居者の声を聴取した。

また、避難所生活の安定化と避難所の管理、運営体制が充実されたため、6月3日以降、50隊から30隊に再編した。

(災害義援金)

5月16日から災害義援金の第2次配分のうち「重症者見舞金」と「要援護家庭激励金」の支給を開始した。

6月19日から災害義援金の第2次配分のうち「被災児童・生徒教育助成金」の支給を開始した。

県及び日本赤十字社等に寄せられた7月16日までの災害義援金総額 1,680億円

(生活資金対策)

7月末現在の災害弔慰金等の支給状況

災害弔慰金	5,151人	15,547,500千円
災害援護資金貸付	20,397人	43,896,434千円
県災害援護金	415,659世帯	30,433,470千円

(ふれあいセンターの設置)

概ね100戸以上の仮設住宅地内に「ふれあいセンター」を設置して、被災により心身ともに打撃を受けた仮設住宅入居高齢者、障害者等の自立を支援し、併せてボランティア活動やコミュニティー形勢の拠点として活用してもらうこととした。

(保健医療対策)

避難所救護センター等については、診療内容の変化、患者の減少及び医療機関の復旧等により、段階的に再編を図り4月30日で終了した。

被災者のPTSD等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、地域に根ざした精神保健活動の拠点となる「こころのケアセンター」を設置した。

また、被災地以外の仮設住宅への保健婦、栄養士の訪問相談を開始するとともに、仮設住宅入居者及び被災世帯を対象にした健康調査を実施した。

(ガレキ処理)

木くず等の可燃物を鉄道輸送することにより、横浜市や川崎市の清掃工場で焼却処分できることとなった。

(雇用対策)

雇用維持のための事業主支援や被災離職者等の再就職促進についての取り組みを継続して実施するとともに、被災勤労者の生活鑑定のための勤労者住宅資金融資制度災害特別貸付を実施した。

(交通対策)

長期間放置車両の排除、仮設住宅周辺における違法駐車指導取り締まり等、道路交通の安全と円滑な交通流の確保を図った。

(教育対策)

児童生徒に対する心のケアに関して教職員の研修会を開催し、指導力の向上を図るとともに、避難所での救援活動に従事した教職員を対象に教職員のメンタルヘルスケア事業を実施した。

復旧・復興に伴う掘削事業による遺跡の損壊が予測されたことから、埋蔵文化財の緊急調査を実施した。

(二次災害防止)

梅雨期をひかえ、市町及び住民に対して降雨時の危険性を周知し、土砂災害危険箇所図を配布するなど警戒を呼びかけるとともに、緊急事態発生時の連絡体制、避難体制を整備し、山地、河川、道路などの危険箇所パトロールを強化した。

(統一地方選挙の実施)

4月9日と4月23日に予定されていた統一地方選挙が、震災の影響で延期されることになり、6月11日に実施された。

(4) 6カ月から1年までの期間(7月17日～平成8年1月16日)

仮設住宅への入居の目処がたったことから、西宮市では7月末に、神戸市では8月20日に災害救助法の規定に基づく避難所が廃止され、その後は、仮設住宅での環境整備や恒久住宅建設の参考とするための入居実態調査を実施した。

8月には、神戸高速、神戸新交通が開通したことにより、全ての鉄道が復旧した。

今回の阪神・淡路大震災による県の人口は、平成7年度国勢調査(平成7年10月1日現在)によると5,401,899人で、震災直前の平成7年1月1日現在の推計人口5,526,698人と比べ、124,799人の減少を記録したが、県全体の人口が減少したのは、戦後の昭和22年以来48年ぶり、2度目のことである。

8年1月17日には、皇太子、同妃両殿下のご臨席とご遺族並びに内閣総理大臣をはじめ、多くのご来賓の参列のもと、「阪神・淡路大震災犠牲者追悼式典」を執り行った。

また、全国から寄せられた温かい支援、協力に対し、被災地からの感謝の気持ちと復興への決意を伝えるため、新たに成人を迎える青年を兵庫県民を代表する「ひょうご・サンクス大使」として、

全国各都道府県に派遣した。

(情報提供等)

引き続き、被災者等への定期的な情報提供に努めるとともに、震災後6カ月の7月17日と震災後1年を迎える8年1月16日に、知事の記者会見を行うなど、節目節目での所感を発表した。

また、8年1月17日には、全国から寄せられた支援等への感謝の知事メッセージを、全国紙、地方紙等75紙に掲載した。

(応急仮設住宅の環境整備)

エアコン、ひさし、外灯の設置、耐風対策、ぬかるみ対策、床下排水対策等を行ったほか、緊急を要する箇所にスロープ、階段を設置するなど高齢者、障害者向けの住宅改造を行った。

なお、建設計画戸数48,300戸については、8月11日にすべて完成することが出来た。

8年1月7日現在の入居決定済戸数 47,660戸

(応急仮設住宅の入居者支援)

応急仮設住宅入居者等に対する総合的な支援サービスを提供するため、庁内に「応急仮設住宅入居者等サービス調整推進本部」を設置したほか、県市町で構成する「応急仮設住宅対策会議」を設置した。また、応急仮設住宅巡回相談員を設置し、直接仮設住宅に出向いて入居者の健康、福祉、住宅等の各種相談や情報提供を行った。

さらに、ふれあいセンターの設置基準を100戸以上から50戸以上に拡大し、仮設住宅入居者のふれあい交流や健康づくり事業等に活用している。

(救援物資備蓄基地)

備蓄していた全ての救援物資の配送が完了したので、12月15日に大阪空港備蓄基地を閉鎖した。

(救護対策現地本部の廃止)

神戸市、西宮市の各避難所とも、市職員の配置や巡回等により避難所の管理体制が整ってきたことから、7月26日で救護対策現地本部を廃止した。

(避難所緊急パトロール隊の廃止)

避難所の管理運営体制の充実と警察による避難所等への安全対策が強化される中で、パトロール隊を通しての県の避難所対策及び救護対策が、ほぼその目的を達したと思慮されたため、7月26日で避難所緊急パトロール業務を終了した。

(災害義援金)

8月21日から災害義援金の第2次配分のうち「住宅助成」の支給を開始した。

10月9日から災害義援金の第2次配分のうち「被災児童特別教育資金」の支給を開始した。

県及び日本赤十字社等に寄せられた8年1月27日までの災害義援金総額 1,734億円

(生活資金対策)

災害援護資金貸付については5月1日で受付を締め切った(生活福祉資金は5月1日から7月31日まで受付)が、震災後の混乱、被害認定の変更等で借入が出来なかった被災者を救済するため、10月の1月間に限り、特例的に受付を実施した。

8年1月末現在の災害弔慰金等の支給状況

災害弔慰金	5,660人	17,262,500千円
災害援護資金貸付	24,764世帯	53,180,433千円
災害障害見舞金	46人	80,000千円
県災害援護金	427,041世帯	30,844,940千円

(保健医療対策)

巡回健康相談及び巡回栄養相談は継続実施するとともに、孤独死を予防するため、保健所、市町、民生委員・児童委員、自治会役員等との連携を図り、支援体制の強化に努めた。

(雇用対策)

7月17日から失業の防止や事業再開に向けた事業主の雇用維持努力を支援するため、雇用維持奨励金の受付を開始した。

また、雇用維持のための事業主支援や被災離職者等の再就職促進についての取り組みを継続して実施するとともに、雇用調整助成金制度を再延長することとした。

(交通対策)

被災地の神戸・阪神地域及びその周辺地域で、交通死亡事故が急増したことから、「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発令し、交通死亡事故撲滅に取り組んだ。

(教育対策)

授業料等免除措置の期間を卒業及び学年進級時の8年3月まで延長することとした。なお、私立学校に対する授業料等軽減特別対策の期間についても、同様の扱いとした。

これらの重点的に取り組んだ震災対策のほか、震災翌日から1年間にわたる各分野の個別具体的な対策の詳細な取り組みについては、以下に記述のとおりである。

なお、各震災対策の大きな流れや取り組み概要については、それぞれの詳細な活動記録の記述に先立って取りまとめたので、参考にしていただければ幸いである。

Ⅱ 災害応急・復旧対策の推進体制

1 組織の充実

(1) 組織

1月17日午前7時、平成7年兵庫県南部地震災害対策本部を設置し、緊急災害応急対策を実施してきたが、その後被害が甚大であることが判明したことから、災害応急対策をさらに柔軟かつ総合的に推進するため、18日に災害対策本部を平成7年兵庫県南部地震災害対策総合本部(本部長知事)に改組した。

総合本部には、緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、緊急対策本部に情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、応急住宅部、緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部を置き、災害復旧対策本部にライフライン部、輸送対策部、商工業対策部、庁内対策部、廃棄物対策部、施設応急対策部の13部を置いた。以後、状況の変化、対策の進展など必要に応じて部の新設、改廃を行った。

また、1月22日には政府兵庫県南部震災非常災害対策本部の現地対策本部(本部長国土庁政務次官、職員数32名)が県公館に設置され、国の対策を地元と一体となって現地即決型で実施していく体制が整備された。これを受けて、翌23日より国の現地対策本部長及び地元の県、市町の本部長等で構成する連絡会議が開催されることとなり、国、県、市町が緊密に連携しながら一体となった活動を展開していくこととなった。

さらに、震災後2週間が経過し、緊急応急対策も軌道に乗り、避難住民は半月にわたる避難生活から疲労の色濃く、将来への不安も増しつつあった。これらに対応し、応急対策を前進させるとともに、復興に本格的に取り組む必要が生じたため、1月30日に災害対策総合本部の組織として兵庫県南部震災復興本部を設置し、住宅の再生、がれきの処理、復興のための特別措置法の検討など復興をめざす各般の事業を推進することとした。

こうした体制整備を行いながら緊急的な復旧・復興対策を進める中で、21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、震災復興事業をより強力に推進するためには、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制が必要であると考え、3月15日に阪神・淡路大震災復興本部を設置し、総括部、国際部、地域部、渉外部、防災部、福祉部、保健環境部、商工部、労働部、農林水産部、土木部、都市住宅部の12部を置くとともに、震災復興に関し、県民の相談に総合的に応じ、神戸市内における県行政の運営を円滑に推進するため、県民サービスセンターを震災復興総合相談センターに改組した。

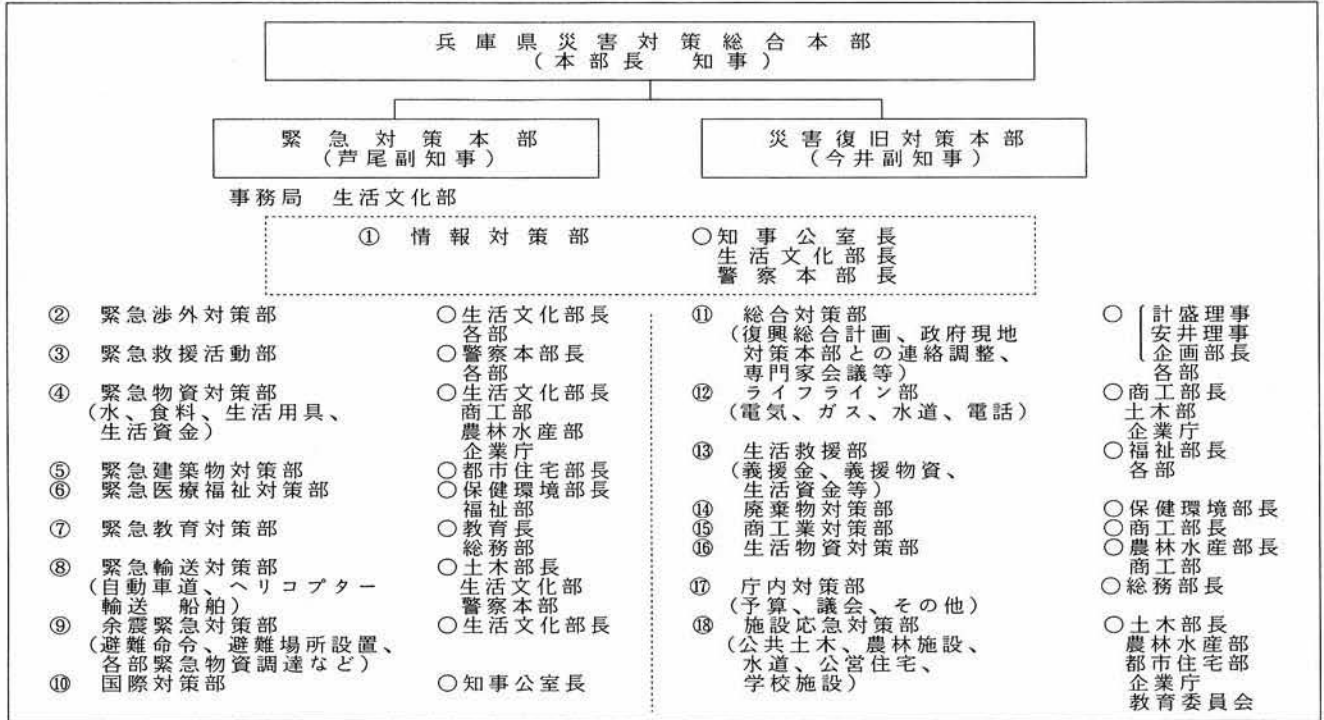
なお、復興本部の設置に伴い、緊急対策本部と兵庫県南部震災復興本部を廃止し、災害対策総合本部を災害対策本部に改組した。

また、4月1日には、震災の教訓から、行政環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、県のトップマネジメントに対する補助機能及び政策立案機能を強化するため、首席審議員及び審議員を設置した。

一方、政府の現地対策本部では、被災者の救出・救援、ライフラインの復旧、応急仮設住宅の建

設などの各種応急対策について、所要の成果を挙げ、更に、施策の重点が応急対策から復興対策に移ったことから、4月4日をもって現地対策本部を廃止した。

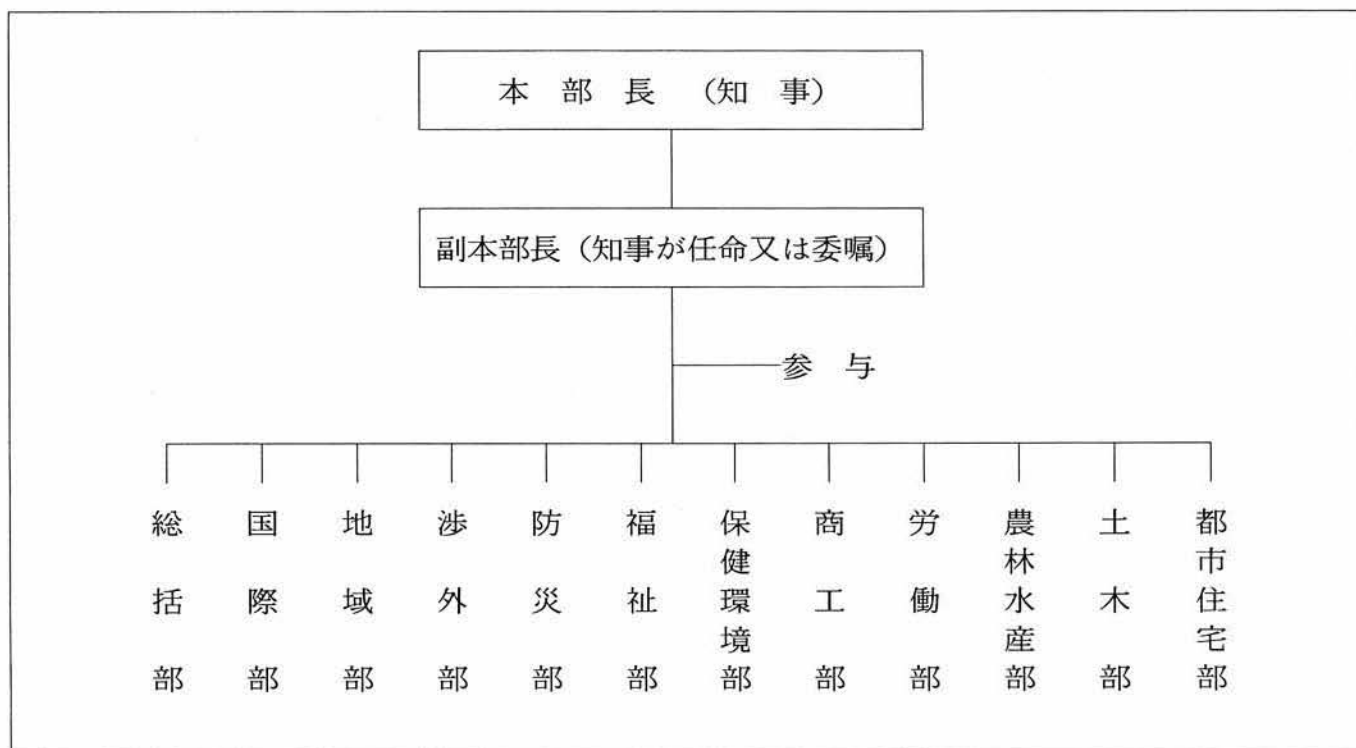
① 対策初期の本部組織（1月20日改正の組織）



② 震災後2週間経過以降の本部組織（1月30日改正の組織）



③ 阪神・淡路大震災復興本部組織（3月15日設置の組織）



(2) 配備体制

震災発生以来、兵庫県災害対策本部設置要綱第6条に定める3号配備体制(所属職員全員を配備)により、緊急生活物資の確保、輸送ルートの確保、被災建築物のチェックなど緊急、応急対応に全力を挙げた。

その後、地震の余震活動が順調に減退し、マグニチュード6クラスの余震が発生する可能性が低くなったと考えられることから、2月22日に2号配備体制(所属職員のおおむね5割以内の配備)に切り換えることとしたが、本部長及び副本部長のいずれかの者、総合本部に置かれる各部長及び局次長のいずれかの者、地方本部の局長、次長のいずれかの者は常時待機することとし、本庁各課及び災害救助法適用市町に所在する地方機関も同様の体制とした。さらに、非常事態発生時の迅速な対応を図るため、本部構成員及び防災関係課長等に携帯電話を携行させることとした。

また、余震の可能性が低くなったこと、災害への緊急対策が進みつつあることのほか、職員の健康管理にも配慮し、3月15日から1号配備体制(少数職員の配備)に切り換えることとした。

さらに、4月28日には1号配備体制を維持するものの、災害対策本部会議の回数の減少及び待機要員の縮小等を図り、引き続き警戒体制を引くこととし、今後は災害に備えて、職員が24時間の宿直体制を継続的にとることとした。

2 人員の確保

(1) 職員の動員

① 職員の出勤状況

県職員の出勤状況は、当初自らの被災及び公共交通機関の途絶等により困難を極めたが、1月20日には本庁職員のうち7割が出勤し、翌週以降通常の出勤が確保された。

なお、同23日に本庁勤務者について調査したところ、以下のとおりの交通手段により出勤していた。

通 勤 手 段 区 分		人 数	構 成 比
徒歩のみ		158	5.3
自転車のみ		181	6.1
原動機付自転車または自動2輪車のみ		166	5.6
自動車のみ（便乗も含む）		532	17.9
東方面	J R 福知山線＋神戸電鉄＋北神急行（新神戸駅から徒歩）	96	3.2
	J R 東海道本線甲子園口駅、阪急西宮北口駅または阪神甲子園駅から代替バス等利用	60	2.0
西方面	地下鉄（板宿駅から徒歩等）	548	18.5
	J R 山陽本線（西明石駅まで）＋バス等＋地下鉄（板宿駅から徒歩等）	438	14.8
	山陽電鉄（明石駅まで）＋バス等＋地下鉄（板宿駅から徒歩等）	83	2.8
	J R 加古川線＋神戸電鉄＋北神急行（新神戸駅から徒歩）	79	2.7
北方面	神戸電鉄＋北神急行（新神戸駅から徒歩）	388	13.1
その他		239	8.0
合 計（調査人数）		2,968	100.0

② 災害対策本部等への動員

震災発生当初の混乱状態を経て、災害応急対策が本格化する中、1月21日にその要となる緊急物資対策部及び緊急救援活動部にそれぞれ消防交通安全課長経験者を責任者として配置するとともに職員も防災業務の経験者を中心に配置した。緊急物資対策部への配置は阪神・淡路大震災復興本部の発足に伴い3月14日に解除し、緊急救援活動部への配置は救護対策現地本部の業務及び避難所緊急パトロールの終了に併せて、7月28日に解除した。

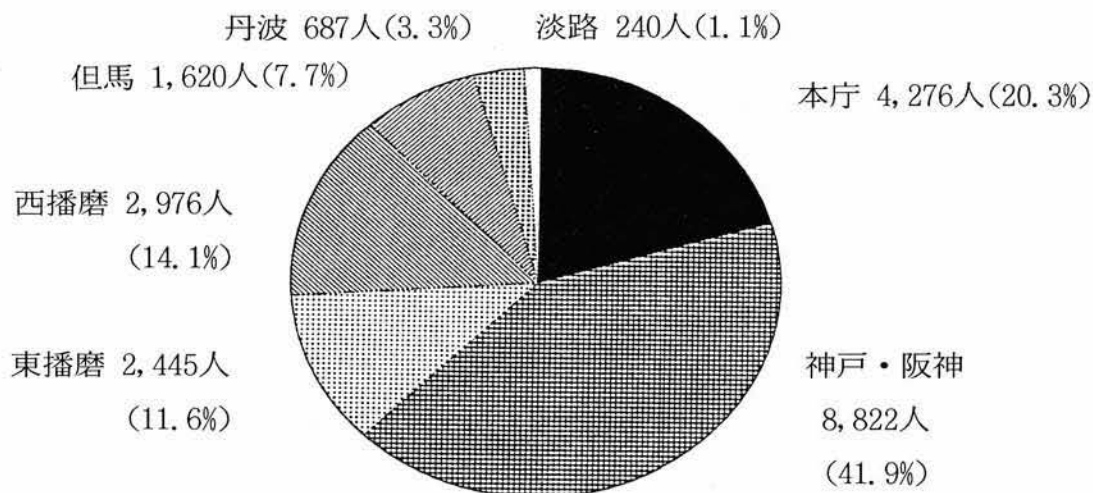
また、1月20日から災害対策本部事務局である消防交通安全課に同課勤務経験者等を配置し、最大1日当たり6人を3月中旬までその業務にあたらせた。

③ 緊急救援活動への動員

1月20日に発足した避難所緊急パトロール隊に同20日は50人、同21日には100人、同22日以降は1人3日勤務のローテーションで1日当たり200人を動員した。その後、避難所緊急パトロール隊の必要人数に応じて動員人数を変更しつつ（3月11日から1日当たり176人、3月14日から1日当たり100人、6月3日から1日当たり50人）、避難所緊急パトロールが終了する7月26日まで動員した。

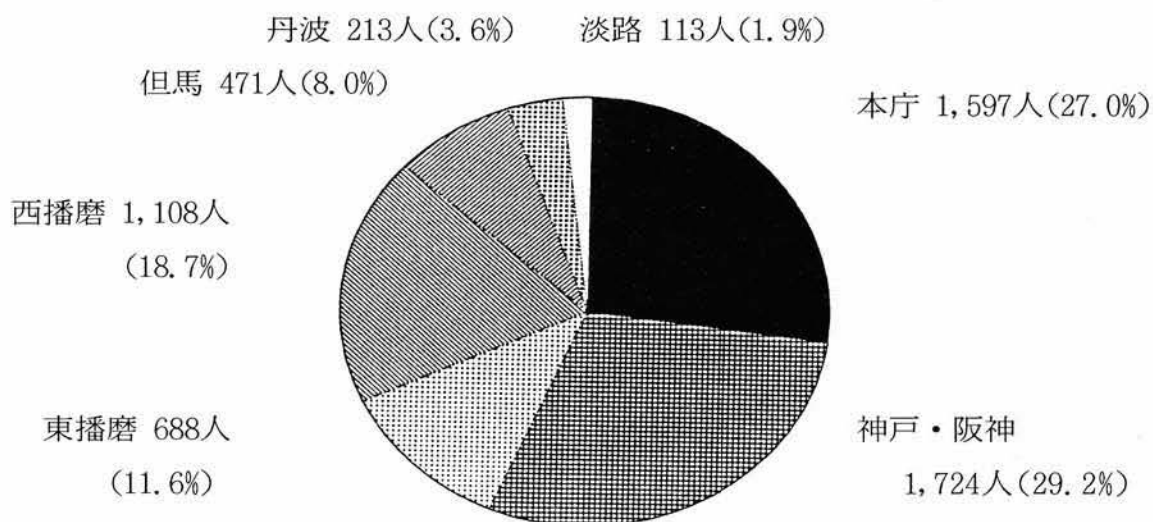
避難所緊急パトロール地域別動員状況（延べ人数）

動員延べ人数 21,066人



また、1月22日に設置した救護対策現地本部（中央区、東灘区、灘区、兵庫区、長田区、西宮市、芦屋市に各1カ所、計7拠点）に、同22日に役付職員3人ずつ1日当たり計21人を動員し、同24日以降は一人概ね1週間のローテーションで6人ずつ1日当たり計42人を動員した。その後、救護対策現地本部の業務に応じ3月15日から5人ずつ1日当たり計35人とし、芦屋市の救護対策現地本部の廃止及び業務の見直しに応じて6月3日からは1日当たり3人ずつ計18人とし、救護対策現地本部の業務が終了する7月26日まで動員した。

動員延べ人数 5,914人



④ 緊急物資対策への動員

消防学校基地において1月20日から同24日まで仕分け業務に最大1日当たり20人を動員するとともに、1月23日から3月15日まで2人の常駐職員を動員した。グリーンピア三木基地では1月23日以降最大1日当たり17人の常駐職員を4月30日まで動員した。三木山森林公園基地では2月2日以降1日当たり4人の常駐職員を4月14日まで動員した。大阪空港基地では2月14日以降最大1日当たり3人の常駐職員を4月30日まで動員した。

⑤ その他

緊急住宅対策部において、1月25日以降ホームステイ・公的宿泊施設斡旋の受付窓口要員として、最大で11箇所各1～5人程度、1日当たり35人の職員を3月10日まで動員するとともに、避難住民の住居に関する意向調査のために1月27日から最大1日当たり10人を3月14日まで配置し、1月28日から同29日にかけて200人を動員し、実際の調査に従事させた。さらに、1月25日には避難住民の公的宿泊施設へのバス移送のために18人を動員した。このほか、臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」(2月15日開設)に2月6日から3月31日まで1日当たり4人を配置した。

また、応急仮設住宅への入居の進捗にあわせ、応急仮設住宅の入居者への支援のための基礎資料を収集するための入居者調査に、6月24日から同27日にかけて1日最大138人を動員した。その後、応急仮設住宅入居者の自立支援のための基礎資料とするための入居者調査に11月1日から同2日及び同6日から同9日にかけて1日最大195人を動員した。

⑥ まとめ

職員の動員については、地域防災計画では職員の動員は対策本部総括班(消防交通安全課)が各部局総務課を通じて行うことにしていたが、今回の阪神淡路大震災では被害が甚大で大規模な職員の動員が必要であることから、これらの業務については、1月22日に職員長統括のもとに人事課に人員確保対策班を設け、庁内の職員動員を一元的に処理することとし、平常時の組織や職員の職務を超え、適材適所、臨機応変に全職員あげての災害対策の実施をめざした。動員にあたっては、災害復旧業務の状況を考慮しつつ、本庁だけでなく、地方機関からの動員に配慮するとともに、厳しい状況での業務になるため一定期間のローテーション制とした。なお、これらの動員のほか、県立病院救護班、救援物資の仕訳など各部局内での動員を含めると職員の動員総数は以下のとおりとなる。

職員動員の状況(平成7年1月20日～平成8年1月17日)(単位:人、%)

地域区分	本 庁	地方機関	合 計
延べ人数	9,386	30,748	40,134
構成比	23.4	76.6	100.0

(2) 他府県等からの職員派遣

① 初期の対応

1月20日に、北海道から地震災害救助の経験を有する職員の派遣を受けたほか、相当数の地方公共団体から自発的な応援の申し出を受け、順次受け入れを進めてきた。こうした他府県等から

の職員の受け入れについては地域防災計画上、所管の定めがなく関係部局で対応していたが、緊急の災害応急対策に追われる中で、所管の業務に係る他府県等の応援の申し出を辞退するという事例もみられたため、これについても的確な派遣要請と他府県からの申し出の関係部局への斡旋、派遣職員の適正な配置に向けて、人事課人員確保対策班で一括して行うとともに、地方課との連携により、県内被災市町の要請を取りまとめ、派遣に応ずる他府県等及び県内被災地域以外の市町の職員の割当てについても調整を行った。

② 短期的派遣

震災の被害は甚大で、本県職員だけでは対応しきれない面もあり、他府県等からの個別の応援申し出を生かしたり、必要に応じて個別に派遣要請を行うなどして、様々な分野での応援を受け、県内被災市町への応援も含めると、建築物の精密チェックや水道復旧工事を中心に連日数千人規模にのぼった。

また、救援物資の供給業務で大規模かつ継続的な人員確保が必要となったため、1月20日以降自治省消防庁の斡旋により、消防学校基地、グリーンピア三木基地、三木山森林公園基地及び大阪空港基地に全国の地方公共団体から最大1日当たり140人の派遣を受け、3月31日まででその総数は延べ6,291人に及んだ。

さらに、災害復旧が一層本格化するにつれて人員が不足してきたため、2月2日に全国知事会に対して、当面する災害応急対策のための短期的派遣として、おおむね3月末日を目処として、全国的な派遣斡旋の依頼を行った。全国知事会斡旋の派遣は2月20日以降3月31日までで延べ2,726人となり、応急仮設住宅の建築、県営住宅の補修、義援金の受入れ業務、中小企業災害復旧資金等の相談から避難住民の世話まで多岐に及んだ。

短期的応援はおおむね1週間程度の交代で行われ、派遣元地方公共団体の出張という形で実施され、本県の人件費負担はないかわりに、派遣元地方公共団体が短期的派遣に要した費用は自治省において財源措置が講じられている。

これらの短期的応援は一部が4月まで継続されたが、大部分は3月31日で一段落することになった。県及び県内の被災市町に対する応援状況は以下のとおりである。

短期的派遣の派遣職員延べ人数（警察、消防職員を除く）（単位：人）

区 分	7. 1. 17～7. 2. 17			7. 1. 17～7. 3. 31		
	都道府県職員	市町村職員	計	都道府県職員	市町村職員	計
防 災 関 係	593	0	593	1,450	0	1,450
生活福祉関係	3,422	8,461	11,883	10,087	23,351	33,438
医 療 関 係	9,386	6,294	15,680	18,732	10,869	29,601
水 道 関 係	10,295	25,640	35,935	16,321	43,935	60,256
建 築 関 係	3,916	3,905	7,821	5,270	5,229	10,499
衛生環境関係	4,034	8,607	12,641	6,338	15,490	21,828
土 木 関 係	2,371	3,482	5,853	5,581	5,547	11,128
そ の 他	5,267	9,492	14,759	10,181	18,035	28,216
合 計	39,284	65,881	105,165	73,960	122,456	196,416

（注）兵庫県及び県内の被災市町に対する他の都道府県職員及び市町村職員の応援数（兵庫県内の被災市町以外の市町からの応援を含む）

③ 中・長期的派遣

災害応急対策だけでなく、新年度からの災害復旧に向け技術系職員の不足が見込まれたため2月2日に全国知事会に対し、平成7年4月からの中・長期的な職員派遣の要請を行った。その後、平成7年4月からの派遣については自治省を窓口調整が行われることになり、2月20日に183人の派遣要請を行った。

自治省において各都道府県等に対する要請や関係省庁等との調整が行われるとともに、本県でも必要数の精査を行い、埋蔵文化財技師50人は4月以降事業内容が固まってから改めて派遣要請をすることとし、3月22日にその他の技術系職員133人の派遣が決まり、4月1日から派遣を受けた。埋蔵文化財技師は事業の確定に伴い必要となった25人の派遣要請を4月25日に自治省に対して行い、6月1日から派遣を受けた。また、2月の派遣要請時には想定されていなかったが、民間住宅宅地擁壁の復旧が一定の要件を満たす場合公共事業で採択されることになり、このための要員を確保するため土木職（砂防関係）7人の派遣を求め、7月1日から派遣を受けた。さらに、事業の追加により埋蔵文化財技師10人の追加派遣を求め、10月1日から派遣を受けた、この結果、派遣職員は計175人となり、ほとんどすべての都道府県並びに大阪市、広島市及び姫路市から派遣を受けている。このほか、県内被災市町に対しても180人が派遣されている。

中・長期的派遣は、地方自治法第252条の17に基づく派遣で、派遣元団体との間で個別に派遣協定を締結した。また、派遣期間は概ね1年間であるが、復旧事業の開始又は終了の時期により1年よりも短い場合も生じているほか、3カ月、4カ月又は6カ月等の間隔で派遣職員が交替している例もある。

中・長期的派遣の状況

派遣期間	主な職種	派遣人数	備考
7.4.1～8.3.31	技術系職員	133人	農業土木職 6人、林学職14人、土木職43人 建築職54人、電気職 4人、機械職 4人、 食品衛生監視員 1人、土木職（水道） 1人 環境衛生監視員 2人、公害職 1人、 公害職（水道） 1人、文化財技師 2人
7.6.1～8.3.31	埋蔵文化財技師	25人	
7.7.1～8.3.31	土木職（砂防）	7人	
7.10.1～8.3.31	埋蔵文化財技師	10人	
合計		175人	

(3) 応援職員の環境整備

① 本県動員職員及び他府県等からの短期的派遣職員の宿舎等

神戸市内あるいはその近辺における一般の宿泊施設が壊滅的な損害を被ったため、震災直後には他府県等からの応援職員はバスの中に泊まったり、本県地方機関からの動員職員が現地のテントで宿泊していた。寒いときでもあり、応援職員及び動員職員の宿泊施設を確保することが緊急の課題となった。

緊急物資の基地となった消防学校では1月21日から寮を宿舎に充てたほか、グリーンピア三木

では宿泊施設を利用して応援職員等が宿泊した。さらに、本庁舎に近い県立のじぎく会館を臨時に宿舎として利用することとし、会議室を宿泊可能にするため、1月23日に暖房器具や寝具等を搬入し、翌24日から3月31日まで延べ1,690人の他府県等の職員及び本県動員職員が利用した。

また、自治研修所の寮を2月20日から3月31日まで宿舎として利用し、延べ2,210人が利用した。

このほか、神戸港に停泊している船舶を宿泊施設として利用し、2月1日から2月16日までは「新さくら丸」を、2月16日から3月1日までは「ニューしらゆり」を宿泊場所として利用したほか、職員会館や営業を再開した旅館を宿泊場所に充てた。

なお、交通途絶のため用務先への移動に困難を伴うため、1月24日には応援職員の用務先への交通手段に使用するため、自転車100台を確保した。

② 他府県等からの中・長期的派遣職員の宿舎

中・長期的派遣職員の場合、派遣期間が原則1年間の長期に及ぶため、宿舎の確保が重要な課題になった。このため、平成5年度末で廃止していた单身職員用の翠明寮を急ぎよ改装し、派遣職員の宿舎に充てることとした。そのほか派遣を受ける部局でも借り上げ宿舎の確保に努めたが、神戸市内、阪神地域の被害が著しく、民間企業等とも競合し、借り上げ宿舎の確保が困難なため、なかには大阪市内に確保したものもあった。

③ 健康管理

震災対策に不眠不休で励む本県職員や応援職員が安心して対策に取り組めるよう、1月27日に職員の心身の健康管理に十分配慮することを求める総務部長通知を発し、職員の健康管理体制を整備した。

1月25日から3月15日まで、職員診療所で24時間の診療体制を確保したほか、2月20日から3月13日の間には臨時の健康診断を実施した。

また、中・長期的派遣職員も本県職員と同様な定期健康診断を受診できることとした。

このほか、厳寒期であったことから感冒薬やビタミン剤など医薬品を配付したり、ライフラインの復旧に時間を要したことから入浴場所や食事の確保など広範囲にわたる環境整備を行った。

3 震災・復興経費（予算）

(1) 専決処分による補正（平成7年2月）

阪神・淡路大震災によってもたらされた未曾有の災害に対処するため、早急に生活支援対策のための事業の予算化を図る必要が生じたが、急施を要し、県議会を招集する暇がなかったため、極めて異例のことであるが、平成7年2月6日及び同月20日の2回にわたり知事の専決処分によって予算の補正を行った。

補正予算の内容は、応急仮設住宅30,000戸の設置等災害救助法に基づく救助経費及び災害援護金の支給に要する経費に係る増額である。

補正予算の規模は、両方合わせて、一般会計で843億91百万円となった。

(2) 平成6年度2月補正

補正予算の内容は、例年の精算的な補正に加え、阪神・淡路大震災によってもたらされた災害に対処するため、平成6年度中に必要となる震災関連経費について必要な補正を行うとともに、当面急を要するその他の施策について必要な措置を講じた。（平成7年2月28日議会提出、3月10日議決）

さらに、国において、今回の震災に伴う平成6年度第2次補正予算が平成7年2月28日に成立したことに伴い、その配分を踏まえて、公共施設の災害復旧事業等について追加補正を行った。（平成7年3月10日議会提出、3月14日議決）

この結果、平成6年度2月補正後の一般会計予算規模は、1兆9,836億63百万円（対前年同期比17.0%増）、特別会計、公営企業会計を合わせた全会計の予算規模は、2兆8,557億53百万円（同14.3%増）となった。

このうち震災予算は、追加補正分を合わせ2,925億11百万円であった。

(3) 平成7年度当初予算

平成7年度当初予算編成は、知事査定を目前にしていたが、突然の大震災により編成作業を一からやり直すこととし、震災対策を県政の最重点課題として位置づけた予算編成を行った。震災対策以外の行政分野については、県税収入の動向など災害の及ぼす各般の影響について、当時の段階では確たる見通しが得られないため、骨格予算としたところである。（平成7年2月28日議会提出、3月10日議決）

この結果、平成7年度の一般会計予算規模は、1兆8,095億95百万円（対前年度当初比9.7%増）、特別会計、公営企業会計を合わせた全会計の予算規模は、2兆8,099億30百万円で前年度当初比11.7%の増となった。また、震災対策予算は4,388億5百万円、通常予算は2兆3,711億25百万円となり、通常予算の対前年度伸率は94.2%となった。

(4) 平成7年度当初予算の追加補正

阪神・淡路大震災からの早期復興に向けた各般の取り組みを補完し、被災者の救済や自立支援、更に被災地域の総合的な復興対策を機動的、弾力的に進めるための阪神・淡路大震災復興基金を設立するとともに、住宅融資制度の拡充を図るため、2月議会中に極めて異例のことであるが、当初

予算の追加補正を行った。(平成7年3月10日議会提出、3月14日議決)

補正予算の規模は、一般会計で4,234億円、特別会計で32億円で全額震災関連経費である。

(5) 平成7年度6月補正

今後の本県財政を展望すると、震災による県税収入の大幅な減少と震災復旧・復興のための多額の財政支出が見込まれるなど当分の間、極めて厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えられる。

このため、国に対し震災復興事業に要する経費について財政支援措置の拡充を求めるとともに、県自らも、

- ① 行政経費の抑制及び投資単独事業の進捗調整
- ② 事務事業の見直し等行財政改革の推進と基金の活用
- ③ 健全財政を確保できる範囲内での県債の活用

などにより、適切な財政運営に努める必要がある。

平成7年度6月補正予算の編成にあたっては、こうした考え方を踏まえ、最優先課題である震災関連事業に積極的に取り組むとともに、「兵庫2001年計画」に基づく諸事業を着実に推進して、県土の均衡ある発展に配慮しつつ、施策の優先順位の厳しい選択及び事務事業の見直しや合理化等を徹底することとした。行政経費については、一般財源ベースで対前年度当初予算比80%に抑制し、投資単独事業費については、進捗調整を行うなどにより対前年度当初予算比90%の範囲内とするとともに、交付税措置のある県債や基金等を活用することにより健全財政の維持に配慮した。(平成7年6月30日議会提出、7月17日議決)

補正予算の規模は、一般会計については2,623億91百万円を計上し、補正後予算では、2兆4,943億86百万円となり、平成6年度当初予算に比べ51.3%の伸びとなった。

また、特別会計及び公営企業会計を加えた全会計では、4,041億43百万円を計上し、補正後予算では、3兆6,406億73百万円となり、平成6年度当初予算に比べ44.7%の伸びとなった。うち、震災対策予算は1兆3,118億66百万円となった。

(6) 平成7年度9月補正

平成7年度9月補正予算では、被災者の生活支援対策、住宅対策の充実等阪神・淡路震災復興計画に基づく諸施策を着実に推進するとともに、県土の均衡ある発展にも配慮して、県単独土木事業等の投資単独事業を可能な限り拡充することとしたほか、当面する県政課題への対応を図るなど、6月補正予算編成後の情勢の進展に伴う財政需要に対応した予算措置を講じた。(平成7年9月26日議会提出、10月9日議決)

補正予算の規模は、一般会計で734億43百万円、特別会計で332億2百万円の増額となり、9月補正としては過去最大となった。(うち、震災対策予算849億53百万円)

(7) 平成7年度11月補正

平成7年度11月補正予算は、経済対策として編成された国の第2次補正予算の成立(10月18日)を受け、被災者の住宅対策をはじめとする阪神・淡路震災復興計画に基づく諸施策を推進するとともに、公共事業やUR農業合意関連対策事業等県土の均衡ある発展にも配慮した社会資本の整備など

を積極的に進めるため、所要の予算措置を講じた。

また、応急仮設住宅巡回相談事業、交通死亡事故防止緊急キャンペーンの実施等 9 月補正予算編成後の情勢の進展に伴い生じた緊急の課題に対応するため、県単独の震災復興事業についても併せて予算化した。（平成 7 年 11 月 27 日議会提出、12 月 5 日議決）

補正予算の規模は、一般会計で 2,135 億 21 百万円、特別会計で 244 億 3 百万円の増額となり、11 月補正では過去最大となった。（うち、震災対策予算 1,765 億 69 百万円）

(8) 平成 7 年度 2 月補正

平成 7 年度 2 月補正予算では、住宅復興対策の充実、産業復興対策の推進等震災復興関連の諸施策を着実に推進するとともに、その他、当面急施を要する施策について必要な措置を講じ、併せて災害援護資金貸付金等の事業費の確定等に伴う精算的な補正を行った。（平成 8 年 2 月 28 日議会提出、3 月 8 日議決）

補正予算の規模は、一般会計で 1,061 億 83 百万円の減額、全会計で 1,807 億円の減額となった。（うち、震災対策予算△ 581 億 74 百万円）

4 国の予算措置状況

政府においては、震災から約 1 カ月後の 2 月 24 日に、災害救助費等生活の平常化支援、道路、河川の災害復旧事業などのインフラ整備、被災者向け住宅確保対策など、阪神・淡路大震災の復旧対策に対する総額 1 兆 223 億円の平成 6 年度 2 次補正予算案が国会に提出され、2 月 28 日に成立した。

また、平成 7 年度には、ガレキ処理対策、港湾機能の回復、インフラの整備、中小企業対策等経済の復興対策など阪神・淡路大震災の復旧・復興対策経費である 1 兆 4,293 億円をはじめとする平成 7 年度第 1 次補正予算案が 5 月 15 日に国会に提出され、5 月 19 日に成立した。

さらに、10 月 4 日には、経済対策を具体化するための補正予算案が国会に提出され、復興住宅の建設、市街地の整備、道路・港湾・治山施設の整備、応急仮設住宅の追加建設等の災害救助関係経費など震災関連予算 7,782 億円が盛り込まれた第 2 次補正予算が 10 月 18 日に成立した。

これらの補正予算のほか、震災関連として、平成 6 年度予備費 148 億円及び平成 7 年度公共事業予算の配分重点化による措置約 1,300 億円が講じられ、阪神・淡路大震災関連予算の総額としては、約 3 兆 4,000 億円が措置された。

平成 6 年度と 7 年度の予算措置により、ガレキ処理事業は満額、住宅確保対策については、県の公的住宅の供給計画 77,000 戸（平成 7 年度～9 年度）のうち約 9 割に当たる約 70,000 戸が措置されるなど、震災からの緊急的な復旧・復興対策については、概ね満額が措置されたこととなる。

〔県予算の状況〕

(単位：百万円、%)

区分	平成6年度		平成7年度								(B) / (A)
	最終予算額 (A)	うち震災対策予算	当初	追加補正	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	計(B)	うち震災対策予算	
一般会計	1,983,663	331,415	1,808,595	423,400	262,391	73,443	213,521	△106,183	2,675,167	1,090,972	134.9
特別会計	705,636	44,420	833,630	3,200	129,380	33,202	24,403	△64,338	959,477	408,432	136.0
企業会計	166,454	1,067	167,705	0	12,372	0	0	△10,179	169,898	15,810	102.1
計	2,855,753	376,902	2,809,930	426,600	404,143	106,645	237,924	△180,700	3,804,542	1,515,214	133.2

〔震災対策県予算の状況〕

(単位：百万円)

区分	平成6年度			平成7年度							合計 (A)+(B)
	専決	2月補正	小計(A)	当初	追加補正	6月補正	9月補正	11月補正	2月補正	小計(B)	
1. 生活救済対策	84,391	134,410	218,801	64,474	0	54,681	31,701	52	△11,672	139,236	358,037
2. 公共施設等の 早期復旧対策	0	96,069	96,069	104,592	0	58,994	13,934	0	△23,967	153,553	249,622
3. 復興対策	0	62,032	62,032	269,739	426,600	332,786	39,318	176,517	△22,535	1,222,425	1,284,457
計	84,391	292,511	376,902	438,805	426,600	446,461	84,953	176,569	△58,174	1,515,214	1,892,116

平成6年度2月補正には、追加補正分を含む。

〔国の阪神・淡路大震災関連予算の補正状況〕

(単位：百万円)

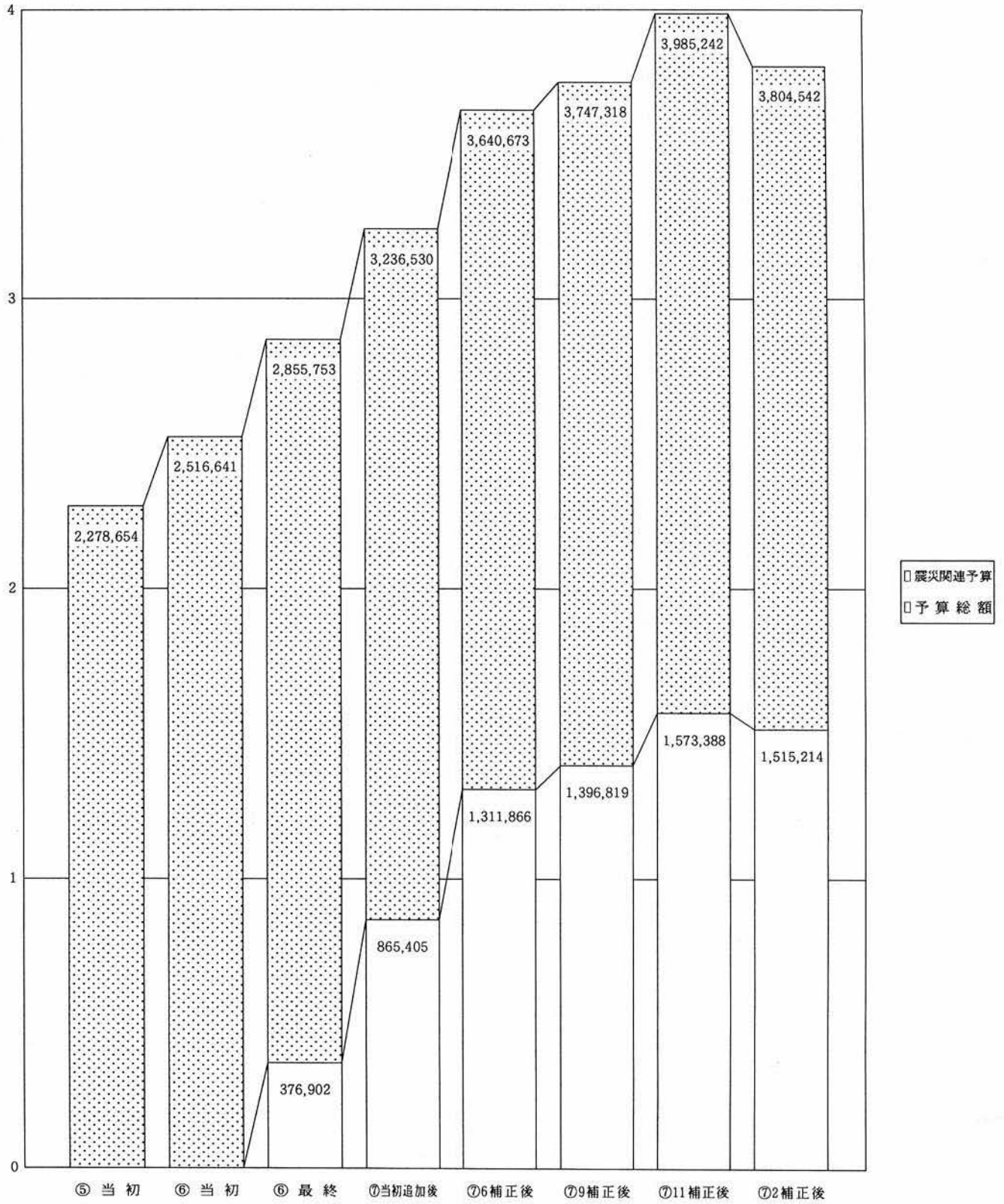
区分	補正予算額 (国費ベース)	県予算計上額 (国費)	備考
平成6年度第2次補正	1,022,300	451,983 (272,959)	平成7年2月28日成立
平成7年度第1次補正	1,429,300	330,530 (223,269)	平成7年5月19日成立
平成7年度第2次補正	778,171	295,236 (177,883)	平成7年10月18日成立
計	3,229,771	1,077,749 (674,111)	

※ このほか、平成6年度予備費の使用(148億円)、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置(約1,300億円)が講じられており、これらを合わせると約3兆4,000億円となる。

兵庫県予算の推移

(兆円)

(単位：百万円)



5 庁舎復旧

(1) 本庁舎復旧工事

ア 応急復旧工事

本庁舎の被害は相当なものであり、建物の損傷をはじめ敷地の陥没や電気・水道・ガスなども機能が停止した状態であった。早急に執務室の確保や電気・電話などの最低限の庁舎機能を確保するため、震災直後から応急復旧並びに被害状況調査にとりかかった。

(ア) 建物の復旧

建物については、直ちに危険箇所への立入禁止措置や被害状況の調査を実施するとともに、破損した窓ガラスの撤去修繕及びコンクリートガラ撤去作業を開始した。19日には構造専門家チームによる調査を行い、これに基づいて必要な応急補強を行った。1カ月を経過した時点では、壁・塀等の破損部分の養生及び敷地内の陥没箇所仮復旧等の応急復旧がほぼ完了した。

(イ) 電気の復旧

電気については、当日の11時20分に第3号館が復電したのをはじめ午前中に全館で復電した。その後、漏電調査や議場放送設備、トランス・分電盤の復旧を進めるとともに、震災関連の新設執務室の電気工事や庁内・議場放送設備の復旧を行った。

(ウ) 電話の復旧

電話については、震災直後も交換機は機能を維持していたものの、NTT回線の異常輻輳により外線への発着信が困難であった。災害対策本部設置後、16時45分には庁議室に非常用電話を増設し、17時5分からは大代表による電話交換業務を再開した。以降、震災前は18時には終了していた電話交換業務を24時間終日対応することとした（7月27日まで継続）。

(エ) エレベーターの復旧

エレベーターについては、第3号館5号機が震災当日の13時30分に、第2号館10号機が18時に運行を再開するなど2機を応急復旧した。巻き上げモーターの転倒やレールの変形、錘の脱線など大きく損傷を受けた機も多くあったが順次復旧作業を進め、3月中に全機の運転を再開した。

(オ) 給排水衛生設備の復旧

給排水衛生設備については、漏水個所の調査及び応急処置を進め、第1号館のトイレを当日復旧し、第2・第3号館は簡易トイレ22基を確保するとともに、井水を消防用ホースで仮配管することにより19日に復旧した。公館については、緊急手配したタンクローリーで職員が井水を常時供給することにより上水の復旧を待たずして22日に復旧した。しかし、井水は飲料には適さないため、タンクローリーによる上水の供給も併せて行った。2月に入り各館漏水個所の修理等の作業をほぼ完了し、上水が復旧した13日には直ちに上水への切替えを行うことができた。

(カ) 空調設備の復旧

被害の大きかった空調設備については、冷温水機・ボイラーや空調系統配管の修繕を進め、

2月27日に第3号館・議場棟、28日に第2号館、3月8日に第1号館・公館で運転を再開した。その間の代替措置として、石油ストーブを手配し暖房を行った。

(※) ガスの復旧

ガス設備については、ガスが通管しないと本格的なガス漏れ調査ができないため、2月23日に公館を除く各館、3月6日に公館にガスが通管した時点で調査を開始し順次復旧した。

(ク) 執務室の確保

一方、災害対策本部及び関連組織の設置や自衛隊の駐屯など県内外の震災関連組織の執務スペースを早急に確保する必要があった。震災後直ちに第2号館13階県民サロン及び5階に自衛隊が駐屯し、21日には県警連絡室が第2号館5階に、23日に政府の現地対策本部が公館内に、26日には消防庁現地連絡調整本部が第2号館9階に設置された。さらに、各部局において他府県等県外からの応援職員派遣等により既存庁舎内での事務室の再配分による調整が限界に達したため、28日からテナントビルの状況調査を開始し、3物件を確保した。3月15日には復興本部が第2号館2階に設置され、その後消防防災課をその機動性等を重視して議場棟1階に移転した。

イ 本格復旧工事

震災直後から危険防止及び執務環境の維持を最優先とする応急復旧工事を行ってきたが、震災から3カ月を経てほぼ完了したことから、4月以降は、2月上旬に行われた建物の構造診断結果に基づく本格復旧計画を策定した。なお、構造補強工事等の設計及び執行については都市住宅部において、工事期間中の仮設庁舎の設置、その他雑改修については総務部において行うこととした。

本格復旧工事は、建物や設備を単に元の状態に復旧するだけでなく、危機管理の観点等から構造・機能を補強して耐震性を高めるとともに、設備のバックアップシステムを拡充するなど、より災害に強い庁舎づくりを目標とすることとした。

(ア) 建築工事

建築工事は、構造補強として梁・壁・柱の補強、増設、亀裂補修等を行い、一般補修として間仕切り壁等の亀裂補修、破損内装材・建具の補修、外壁タイル補修、屋上防水、渡り廊下復旧、煙突補修等を行うこととした。また、庁舎敷地内の陥没箇所の復旧や一部外周歩道の舗装補修等を行った。

(イ) 設備工事

設備工事は、電気設備について、2回線受電、発電機専用冷却水槽の設置、幹線の壁・床貫通部の可撓化、装置・操作盤の取付補強、バックアップ用小型電話交換機の設置、発電機燃料の統一化を行い、昇降機設備については、巻上機・レールの取付け材補強を、衛生設備工事については、給水系統の2系統化（上水・井水）、水槽・機器・制御盤等の取付補強、受水槽の床上設置、井水浄化装置の設置を、空調設備については、機器・制御盤等の取付け補強、第1号館熱源の交換、第1号館各階空調機の改修を行うこととした。

(ウ) 仮設庁舎

本庁舎のうち、被害の大きかった第1・第2号館については全体的に補修する必要があるため、第1号館については3～4フロアずつ、第2号館については2フロアずつ施工し、不足する事務室については仮設庁舎を設置することにより対応することになった。仮設庁舎は、第1号館人工台地西側に西棟、同東側に東棟、「ひょうご花と緑の文化館」（仮称）建設予定地に南棟の3棟を設置することとした。そのほかの比較的被害の小さい第3号館・公館については事務室等の移転は行わず、なるべく執務に影響のない勤務時間外、休日等を中心に施工し、議場棟については議会閉会中の施工により対応することとした。

本格復旧工事の工期は、平成8年度中の完成を目指し、10月から工事準備に入り仮設庁舎への移転が終了したフロアから順次工事に着手した。

(2) 総合庁舎復旧工事

ア 応急復旧工事

総合庁舎についても相当の被害を受け、ほとんどの総合庁舎において窓ガラス破損など何らかの被害があった。特に激震を記録した西宮総合庁舎をはじめ震源地に近い洲本・加古川・姫路・三田総合庁舎など県南部の総合庁舎の被害が大きかった。

総合庁舎は、地域の拠点施設という位置付けから、災害対策本部地方本部が設置された庁舎が多く、早急な庁舎機能の回復が急務となった。震災後3日目には、被害の特に大きかった西宮・洲本・加古川総合庁舎を除いた庁舎で建物及び設備の応急対応が完了したものの、西宮総合庁舎では、空調・エレベーターが停止し、トイレ用水は近辺の川から水を汲み上げて対応するなど厳しい執務環境の下での業務が約1カ月続いた。

3月末には、すべての庁舎において破損した窓ガラスや壁クラック等の修繕、エレベーター・空調設備の復旧を完了した。

イ 本格復旧工事

4月以降は建物の構造診断結果に基づき、西宮総合庁舎の本格復旧工事についての検討を行った。構造補強工事等の設計及び執行については都市住宅部が担当し、仮設庁舎の設置、その他雑改修については総務部において行うこととした。6月までに仮設庁舎設置計画を作成し、駐車場の拡張用地として取得していた旧神戸地方法務局西宮出張所跡地及び第2駐車場に仮設庁舎を整備することとした。7月には構造補強工事と仮設庁舎の設計作業を完了し、8月に仮設庁舎設置工事、9月に事務室の移転作業の終了を待って平成7年度末までの工期で本格復旧工事に着手した。

6 県会議員選挙等の執行

4月9日（県議・神戸市議）と4月23日（芦屋市長など2市12町の首長、西宮・芦屋・宝塚など10市32町の各議員）に予定されていた統一地方選挙については、被災地での有権者の多くが住所地を離れ、避難所や他地域での避難生活を余儀なくされていたり、緊急対策に追われている市町において、

選挙人名簿の整理や投票所・開票所の手配、選挙事務従事者の確保ができるかといった問題があるため、県選挙管理委員会では、適正な選挙管理が可能かという観点から、被災地の状況調査を進める一方、各市町選挙管理委員会の意向を聴取し、県議・神戸市議・西宮市議・芦屋市長・芦屋市議の選挙期日の延期を自治大臣に要望した。これを受け、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定され、県議外4選挙の選挙期日は6月11日に延期され、心配された選挙事務の混乱もなく執行された。また、特例法の規定により、当該議員及び首長の任期も6月10日まで延長された。

なお、県選挙管理委員会では、県議外4選挙の今回の統一地方選挙からの離脱は、未曾有の大震災に伴う特殊の措置であり、次回以降、統一地方選挙に復帰できるよう自治大臣に対して強く要望した。

6 県議会の取り組み

未曾有の災害を目の当たりにして、救助・復旧に向けた議会としての取り組みを直ちに開始した。

地震発生の翌日には、各会派の代表者で構成される各会派代表者会議を急遽開催し、緊急事態に対応する議会活動、災害対策特別委員会の設置等について協議した。

また、その後、情報の収集・発信の窓口となる阪神・淡路大震災兵庫県議会議員連絡所を設置することとした。

地震発生の当日と翌日に開催を予定していた常任委員会は、事実上開催できる状況にはなく、改めて1月25日に震災関係を中心議題として全常任委員会を開催した。同日には、併せて災害対策特別委員会を開催し、震災緊急対策について審議を行った。

2月定例会は、2月15日の招集予定を延期するとともに、定例会に先立ち急遽1月29日の日曜日に臨時会を開催し、県の緊急対策等について審議を行うこととした。

その後、随時、災害対策特別委員会を開催するとともに、2月28日から定例会を開催し、震災対策関連の議案を中心に慎重な審議を行った。

6月11日の県議会議員選挙後、開催された臨時会において、それまでの災害対策特別委員会に代わり新たな視点から創造的復興を推進するため、震災復興特別委員会を設置し、県の関連諸施策に対する審議を行っている。

(1) 各会派代表者会議

交通機関が途絶し、通信手段も十分に機能しない状況下、地震発生の翌日（1月18日）に各会派代表者会議を開催した。

この会議では、震災にかかる議会の対応について協議し、16名の委員からなる災害対策特別委員会の設置、中止となった常任委員会の早期開催などを確認した。

(2) 常任委員会

日を追う毎に被害の甚大さが明らかになっていく状況にあって、県政のあらゆる分野の対策を緊急に実施することが求められていた。そのため、1月25日に全常任委員会を開催し、それぞれの常任委員会が所管する事項について、専門的な見地から緊急対策を審議した。

また、3月には県の組織として阪神・淡路大震災復興本部が設置され、組織として整備されたことに伴い、常任委員会についてもそれに対応すべく所要の委員会条例の改正を行った。

(3) 災害対策特別委員会（震災復興特別委員会）

各会派代表者会議での協議に基づき、緊急復旧対策を協議するため、災害対策特別委員会を1月20日に設置し、第一回の委員会を1月25日に開催した。

この特別委員会では、その後も被害状況を調査し、より有効な救助・復旧対策を実施するため総合的な見地から審議を重ねてきたが、1月29日の臨時会において地方自治法第110条に基づく特別委員会として位置づけられ、6月まで活動した。

また、議会改選後の臨時会において、これまでの緊急の復旧対策から長期的視野に立った復興対策に重点を移した震災復興特別委員会を7月7日に設置し、被災地域の本格的な復興を目指して活動を開始した。

(4) 議会運営委員会

1月25日に議会運営委員会を開催し、緊急復旧対策に対応すべく、臨時会の招集並びに既に決定されていた2月定例会の招集日及び審議日程等の見直し等の協議を行った。

(5) 臨時会

当面の緊急復旧対策等を審議すべく、臨時会の招集請求が議員の発議により行われた。

その結果、1月29日に第237回臨時会が開会され、犠牲者に対する黙祷の後、緊急復旧対策等について審議するとともに、災害対策特別委員会の設置を議決した。

(6) 定例会

2月定例会は、例年では新年度の当初予算を審議するため、予算特別委員会を含めて35日程度の会期で行われるが、今回は急施を要する災害関連予算案件が中心となり、その他の7年度予算案は骨格予算となったことから、震災前に決定していた審議日程（2月15日開会、3月17日閉会の会期31日間）を変更して、2月28日開会、3月14日閉会の15日間とし、予算特別委員会は設置せず、その間に常任委員会、災害対策特別委員会により予算案件等の審議を行うこととした。

(7) 議員任期等

平成7年は兵庫県議会議員の改選の年にあたり、議員の任期は4月29日までであったが、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定・施行され、任期が6月10日まで延伸されるとともに、兵庫県議会議員選挙は4月9日の統一地方選挙から離脱し、6月2日告示・6月11日投票で選挙が行われることとなった。

なお、6月11日に執行された兵庫県議会議員選挙を受けて、6月27日に第240回臨時会を開催し、議長・副議長の選出など新議会の構成を行うとともに、会期を21日間として、復興予算の補正予算案件の審議、震災復興特別委員会の設置等を行った。